

宮城県知事公館の有効活用について

総務企画委員会報告資料
令和7年1月21日
総務部

<Ⅰ 趣 旨>

重要な県民の財産である宮城県知事公館をより多くの県民等に利用してもらうため、有効活用方針を検討したもの。

<Ⅱ 宮城県知事公館について>

1 宮城県知事公館の概要

宮城県知事公館の建物は、大正10年に旧陸軍第二師団長の官舎として建築。その後、昭和40年から知事による賓客の接遇等を目的とした宮城県知事公館として使用。

平成18年度からは、一般県民等に対して目的外使用許可を開始。

【住所】仙台市青葉区広瀬町5番43号

【土地】敷地面積 4,753.14㎡

【建物】建物面積 472.99㎡



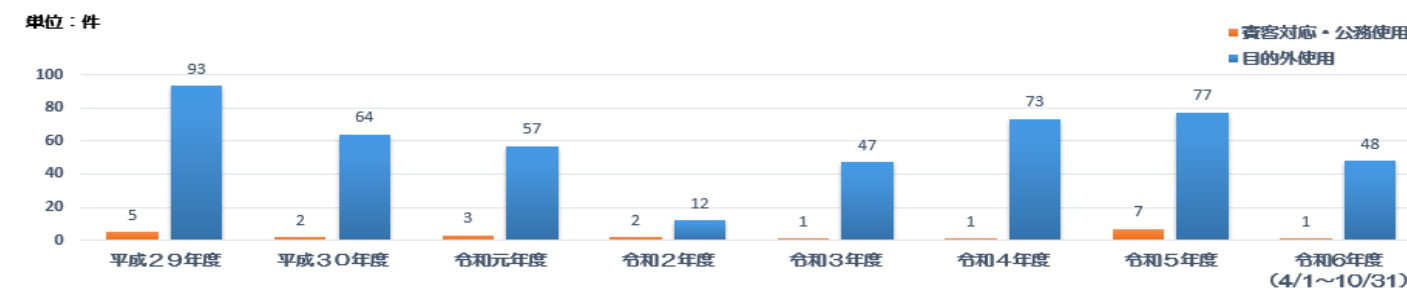
宮城県知事公館

正門：県指定有形文化財
(昭和46年指定)

2 使用目的（知事公館管理規則第2条）

- ・来賓の接遇
- ・県の主催又は共催する諸会議
- ・県の施策推進のための会議等知事が特に必要と認めたもの

3 宮城県知事公館の使用件数



<Ⅲ 宮城県知事公館の現状と課題>

1 賓客対応及び公務使用の状況

来賓の接遇は、利便性などに優れたホテル等での対応が主流となり、宮城県知事公館における賓客対応及び公務使用の実績は年間で7件以下。

2 主な利用者（目的外使用の状況）

結婚式や食事会等の目的外使用によるもの。

3 維持管理費

管理人の人件費や施設・設備の維持修繕に関する費用に加え、施設の老朽化等による修繕も毎年行っているなど、管理費用が増加傾向。

<Ⅳ 有効活用に向けた検討>

1 庁内検討会議

都市計画、建築、地域づくり、観光及び文化財関連課室で構成する庁内検討会議及び会議内にワーキンググループを設置し、有効活用の方向性（案）等について検討した。

- ・検討会議：3回開催（令和5年8月、令和6年1月、12月）
- ・ワーキンググループ：4回開催（令和5年9月、11月、12月、令和6年11月）

2 有識者への意見聴取

検討の参考とするため、都市計画、建築、地域づくり、観光及び文化財に関連する5名の有識者に意見を聴取。（令和5年10月～11月）

3 有効活用の検討結果

- ①宮城県知事公館としての目的を終了し、民間資本を活用する等今後の有効活用を図ることが望ましい。
- ②宮城県知事公館の建物、正門、庭園等の特色を生かした有効活用が望ましい。
- ③具体的な活用については、より多くの県民等に利用してもらうため集客施設等の用途が望ましい。

<Ⅴ 宮城県知事公館の有効活用方針>

宮城県知事公館としての役割を終了し、より多くの県民等に利用していただくため、建物や庭園等の特色を生かした集客施設等として、民間資本の導入による活用を目指す。

今後の予定

- ・建物や庭園などの特色を生かした集客施設等として、応募者自らが主体となって活用する企画提案を公募。
- ・庁外有識者を含めた候補者選定委員会において、最も適格と判断された事業実施候補者を選考。
- ・事業実施候補者からの提案に基づき、宮城県知事公館の用途を廃止の上、有効活用。